

令和4年度中小企業CO₂削減対策見える化支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和4年度中小企業CO₂削減対策見える化支援業務

2 事業の目的

本県では産業・業務部門のCO₂削減対策として、エネルギー使用量の多い事業所（以下「大規模事業所」という。）を対象に、平成23年度から目標設定型排出量取引制度を導入しており、第1削減計画期間では目標削減率（基準排出量に対する削減率。以下同じ）が第1区分8%、第2区分6%であったが、ともにこれを大きく上回る22%削減となった。また、第2削減計画期間においてもさらに削減が進められており、目標削減率が第1区分15%、第2区分13%であるのに対して、令和元年度の実績ではそれぞれ31%の削減となっている。

令和2年度から始まった第3削減計画期間においては、新たに策定した「埼玉県地球温暖化対策計画実行計画（第2期）」で掲げる2030年度において26%削減（2013年度比）の目標達成に向けて、目標削減率を第1区分22%、第2区分20%に引き上げたところである。

一方、大規模事業所の中には中小企業が設置する事業所が3割程度含まれており、他の大規模事業所に比べて削減対策の実施に遅れが見られる事業所も多いことから、更なる底上げに向けた対策が求められているところである。

中小企業は一般的に省エネバリア（資金不足、人材不足、情報不足）により対策が進みにくい。省エネバリアのうち情報不足の点に着目し、大規模事業所のうち中小企業のCO₂削減対策について、同業種かつ同規模内における事業所の立ち位置を「見える化」、同業他社のCO₂削減対策の状況と比較することで、自社の大規模事業所における対策の進捗度を把握し、中小企業が設置する大規模事業所のCO₂削減の底上げを図る。また、見える化を通じて判明したCO₂削減に優れた事業所を顕彰する。なお、中小企業等が設置する大規模事業所は約200事業所程度あるが、令和4年度はこのうちの鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業及び窯業・土石製品製造業等（以下「鉄鋼業等」という。）を含む60事業所程度を対象として実施する。また、令和2、3年度中小企業CO₂削減対策見える化支援事業（以下「過年度事業」という。）において調査を実施した食品製造業及び印刷業・同関連業等を含む140事業所程度に対して、フォローアップ調査を行う。

そこで、この見える化にあたっての事業者支援業務及び優良事例の抽出に係る業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

4 業務の内容

(1) 令和4年度新規調査対象事業所への省エネ対策支援等

ア 点検表の作成支援等

(ア) 点検表様式

点検表は、過年度事業で作成した様式（エクセル形式）を使用すること。

(イ) 点検表作成マニュアルの修正

(ア)の点検表様式を用いて鉄鋼業等が回答することを踏まえ、点検表作成マニュアルを修正すること。なお、作成マニュアルには、項目ごとに判断基準に沿って削減対策の進捗状況を点検する際に確認する根拠資料の例を入れること。また作成マニュアルを見なくても判断できるよう、コメント機能等を活用するなどして、様式に判断基準の要約を入れること。

(ウ) 点検表の作成支援

点検の対象となる事業所（60 事業所程度）に対して、受注者は点検表及び作成マニュアルを配布し、事業者が点検表を作成することにより削減対策の進捗状況を点検すること。事業者の点検表作成を支援するため、受注者は作成支援動画を作成すること（作成する動画はMOV/ MP4/ AVI/ WMV/ MPG/ FLV/ 3GP/ WebM のいずれかのファイル形式とする。作成された動画は県ホームページ等で公開する）。また、受注者は相談窓口を設置し、事業者からの問合せに対応すること。また、イの分析・フィードバック等において必要な情報やウ及びエの優良事例の選定において審査項目となる事項(可能性のある事項を含む。)は、点検時に回答をさせるものとする。

(イ) 点検表の確認及び修正

点検表の精度を確保するため、提出された点検表について以下の点を確認し、修正条件に該当する場合は修正を指示すること。なお、具体的な確認事項及び修正条件については、受注者の提案に基づき、発注者との協議により決定する。

- (a) 平成30年度調査（書面調査票及び現地調査結果）、地球温暖化対策計画・実施状況報告書及び過年度に県が実施した事業所調査結果から判断される設備の保有状況と矛盾がないか。
- (b) 当該事業所で使用するエネルギー種と保有している設備に矛盾がないか。
- (c) 当該業種で多くの事業所が保有している設備に対して点検漏れがないか。
- (d) 運用改善は行っているが設備は保有なしとしているなど、点検項目間で点検内容に矛盾がないか。
- (e) 他の事業所の対策の実施率と著しい乖離が見られないか。
- (f) 確認した根拠資料がない事項がないか。
- (g) その他修正が必要と認められる事項がないか。

(オ) 点検表作成支援のための現地訪問調査

個別の問合せでは十分な対応が難しいと判断される事業所、基準排出量に対する削減率が低い事業所や削減率と対策の実施率に乖離が見られる事業所、その他(ウ)により特に多くの修正が必要と認められる事業所等から、受注者の提案に基づき発注者との協議の上、事業

者の了承が得られた後、現地訪問調査を行う（少なくとも5事業所程度を選定する）。点検表を修正させる場合は、受託者が一定の考え方を示した上で事業者以案を提示すること。

また、現地訪問調査に当たっては、発注者と協議の上、確認する項目を一般管理項目に係る事項及び特にエネルギー使用量の多い設備に係る対策に絞るとともに、あらかじめ必要な資料（設備台帳、管理標準及び確認する項目のうち点検表作成にあたって使用した資料など）の準備を求めるなど現地訪問は2時間程度で終了するように工夫すること。

なお、発注者から別途指示のない限り、現地訪問は発注者が同行の上実施すること。

イ 点検表の集計・分析、フィードバック等

(ア) 点検表の集計・分析

アにより回収した点検表の以下の項目について、業種及び企業規模（取引制度の目標削減率の緩和要件に合致するものとそれ以外）ごとに、各事業所の全体における位置づけが「見える化」できるよう、集計・分析すること。なお、業種は産業中分類ごとを基本として、発注者の指示のもと、10事業所未満とならないよう使用する燃料の種類や保有する設備の状況を踏まえて、複数の業種をまとめて集計・分析を実施すること。なお、分析には、(イ)によりその結果を事業者フィードバックすることを前提に、調査項目において他社との比較に関する状況（取組の程度に差が生じている要因など）や改善のための方策・提案など、事業者改善を促すための考察を含めること。具体的な集計・分析を行う項目については、平成30年度調査で検討した事項を元に、また東京都の省エネカルテ及び過年度事業を参考として、受注者が提案し、発注者との協議により決定する。

- (a) 点検項目ごとの進捗度
- (b) 設備別の対策の実施状況
- (c) 平成23年度～令和2年度における燃料種別の使用割合
- (d) 平成23年度～令和2年度における基準排出量に対する削減率
- (e) 平成23年度～令和2年度における原単位（指標当たりのCO₂排出量）
- (f) その他月別・燃料種別の使用状況の変化がわかるものや再生可能エネルギーの使用状況など事業者が対策を進めるにあたって必要なデータ

(イ) 集計・分析結果のフィードバック案の作成

(ア)により集計・分析した結果について、県がCO₂削減分析カルテ（CO₂削減率、設備別・対策別の取組状況について他社と比較したもの）としてまとめて、大規模事業所にフィードバックをする。受注者は、過年度事業で作成したカルテ様式を参考に、発注者の指示のもと、事業所に示すカルテ（点検結果及び他社との比較に関する考察並びに点検項目ごとの一般的な改善の方策・提案を含む）の案を事業所ごとに作成すること。

ウ 優良事例の選定

(ア) 優良事例の選定基準の設定

アにより点検表を作成した大規模事業所から、県が優良事例を選定するため、県が令和2年度以降に作成した彩の国埼玉中小企業CO₂削減大賞実施要綱、審査要領及び選定基準を踏まえて、令和4年度新規調査対象事業所に沿った詳細な選定基準案を発注者に提示すること。当該案を元に県が選定基準を設定する。

なお、選定基準案は同業他社への事例の展開性に配慮したものとし、以下の(a)～(d)の項目の下に複数の審査項目を設定すること。また、作成に当たっては、トップレベル認定基準も参考にすること。

- (a) 一般管理項目
- (b) 運用改善対策
- (c) 設備更新を伴う対策
- (d) その他（経営層や従業員が得られた副次的効果など）

(イ) 事前スクリーニング

アにより作成した点検表を元に、(ア)により設定した選定基準に沿って、優良事例に該当する可能性がある事業所（少なくとも 15 事業所程度）を選定すること。この際、オの事例集作成を踏まえ、様々な業種の事業者事例が展開できるよう、日本産業分類細分類について幅広く選定がなされるように留意すること。また、優良事例に該当する可能性がある事業所を選定した理由及びその予備を含めた選定結果の一覧を作成すること。

なお、選定にあたっては、点検表に加えて、地球温暖化対策計画・実施状況報告書、平成 30 年度調査（書面調査票及び現地調査結果）及び過年度に県が実施した事業所調査結果も参考にすること。また、候補選定にあたっては発注者の指示のもと、業種や企業規模にも配慮する。

(ウ) 優良事例の選定のための現地訪問調査

優良事例に該当する可能性がある事業所（(イ)により選定した 15 事業所程度）に対して、現地を訪問し、ヒアリングや書類・設備の確認を行って、以下の事項を調査すること。

また、具体的な調査項目（確認する書類や設備等を含む）については、(ア)により設定した選定基準に沿って受注者が提案し、発注者との協議により決定する。

- (a) 効果の大きかった運用改善又は設備対策とその効果、対策の実施経緯
（設備更新のうちダウンサイジングや効率化に資する機能追加があったものを含む）
- (b) (a)以外の対策の実施状況やその効果
- (c) ISO 認証等の取得状況や対策を進めるための組織体制と経営層の役割
- (d) 対策（(a)で挙げられた対策を含む）を進めるにあたって生じた課題と解決方法
- (e) その他得られた副次的効果など選定に当たって必要な情報

また、現地訪問調査に当たっては、発注者と協議の上、確認する項目を一般管理項目に係る事項及び特にエネルギー使用量の多い設備に係る対策に絞るとともに、あらかじめ必要な資料（設備台帳、管理標準及び確認する項目のうち点検表作成にあたって使用した資料など）の準備を求めるなど現地訪問は 2 時間程度で終了するように工夫すること。

なお、発注者から別途指示のない限り、現地訪問は発注者が同行の上実施すること。

(イ) 事業所の評価

(イ)で調査した事業所に対して、選定基準により評価し、その結果を発注者に提示すること。なお、提示する際には、判断にあたっての根拠を整理した資料（事業者から収集した資料を含む）を併せて提出すること。

エ 彩の国埼玉中小企業CO₂削減大賞審査委員会の運営支援

優良事例は、県が主催する彩の国埼玉県環境大賞CO₂削減大賞審査委員会（1回開催予定）を経て選定を行う。以下の内容を含めた審査会の資料作成等を行うとともに、発注者の求めに応じて審査会に出席し、議事録を作成すること。

- (ア) 選定の経緯をまとめた資料
- (イ) 候補事業所に対する調査結果と評価ポイント（概要版と詳細版を作成）
- (ウ) その他選定に参考となる資料

オ 事例集の作成

ア～エにより作成した資料を基に、選定した優良事例を事例集としてまとめること。

また、事例集には以下の内容を含むものとする。なお、具体的な項目については、受注者が提案し、発注者との協議により決定する。

なお、作成にあたっては、大規模事業所以外の事業所を含めて事業者にとって活用性の高いものとなるよう、審査会委員他有識者、業界団体及びア～エにおける調査対象事業者にもヒアリングを行うこと。また、大規模事業所以外の事業所を含めて事業者にとっての改善の契機となるよう、技術的な対策内容だけでなく、課題発見のきっかけや実施判断に至った経緯、対策の進捗管理の方法、組織としての推進体制、金銭的な改善メリットなど、幅広い視点で優良事例を抽出すること。

- (ア) 業種のエネルギー消費の特徴（設備別・燃料種別）
- (イ) 対策の実施状況
- (ウ) ア～エの業務にて把握した同業他社において取り組むとよいと思われる対策（業種で特徴的な課題、解決できた要因を含む）
- (エ) アで作成した点検表（業種の特徴にあわせて対策を絞ること）
- (オ) その他事業者にとって有用な情報

(2) 過年度事業対象事業者のフォローアップ調査

ア 点検表の作成支援等

(ア) 点検表の作成支援

過年度事業の調査対象事業所（140事業所程度）に対して、受注者は過年度事業で作成した点検表及び作成マニュアルを配布し、事業者が点検表を作成することにより削減対策の進捗状況を点検する。点検表、作成マニュアル、作成支援動画は令和2年度事業で作成したものを使用する。また、受注者は相談窓口を設置し、事業者からの問合せに対応すること。

(イ) 点検表の確認及び修正

点検表の精度を確保するため、提出された点検表について以下の点を確認し、修正条件に該当する場合は修正を指示すること。なお、具体的な確認事項及び修正条件については、受注者の提案に基づき、発注者との協議により決定する。

- (a) 令和2、3年度中小企業CO₂削減対策見える化支援事業、平成30年度調査（書面調査票及び現地訪問調査結果）、事業地球温暖化対策計画・実施状況報告書及び過年度に

県が実施した事業所調査結果から判断される設備の保有状況と矛盾がないか。

- (b) 当該事業所で使用するエネルギー種と保有している設備に矛盾がないか。
- (c) 当該業種で多くの事業所が保有している設備に対して点検漏れがないか。
- (d) 運用改善は行っているが設備は保有なしとしているなど、点検項目間で点検内容に矛盾がないか。
- (e) 他の事業所の対策の実施率と著しい乖離が見られないか。
- (f) 確認した根拠資料がない事項がないか。
- (g) その他修正が必要と認められる事項がないか。

イ 点検表の集計・分析、フィードバック等

(ア) 点検表の集計・分析

アにより回収した点検表の以下の項目について、業種及び企業規模（取引制度の目標削減率の緩和要件に合致するものとそれ以外）ごとに、各事業所の全体における位置づけが「見える化」できるよう、集計・分析すること。なお、業種は産業中分類ごとを基本として、発注者の指示のもと、使用する燃料の種類や保有する設備の状況を踏まえて、複数の業種をまとめて集計・分析を実施すること。

なお、分析には、(イ)によりその結果を事業者にフィードバックすることを前提に、調査項目において取組の程度に差が生じている理由や、取組が遅れている要因や改善のための方策など、事業者に改善を促すための考察を含めること。具体的な集計・分析を行う項目については、過年度事業を基に、受注者が提案し、発注者との協議により決定すること。

- (a) 点検項目ごとの進捗度
- (b) 設備別の対策の実施状況
- (c) 平成 23 年度～令和 2 年度における燃料種別の使用割合
- (d) 平成 23 年度～令和 2 年度における基準排出量に対する削減率
- (e) 平成 23 年度～令和 2 年度における原単位（指標当たりのCO₂排出量）
- (f) その他月別・燃料種別の使用状況の変化がわかるものや再生可能エネルギーの使用状況など事業者が対策を進めるにあたって必要なデータ

(イ) 集計・分析結果のフィードバック案の作成

(ア)により集計・分析した結果について、県がCO₂削減分析カルテ（CO₂削減率、設備別・対策別の取組状況について他社と比較したもの）としてまとめて、大規模事業所にフィードバックをする。受注者は、過年度事業で作成したカルテ様式を参考に、発注者の指示のもと、事業所に示すカルテの案を事業所ごとに作成すること。

(3) 報告書の作成

(1) 及び (2) について報告書及び成果品として次に掲げる部数を提出する。（作業過程において作成したものを含む。）

- ・報告書 2部
- ・上記を電子的に記録した媒体（Word、Excel、PDF など） 1個

5 その他

- (1) 事業実施に係る打合せ、協議は原則として埼玉県庁又は埼玉県内で行う。
- (2) 本業務を進めるにあたって、事例集や審査会のために作成した資料は、発注者の指示にしたがって、あらかじめ事業者の了解を得ること。
- (3) 4(1)において現地訪問調査を行うに当たっては、以下のいずれかの資格等を有する者1名を含む複数名で調査を行うものとする。
 - ア エネルギー管理士
 - イ エネルギー診断プロフェッショナル
 - ウ 技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学)
 - エ 電気主任技術者
 - オ 事業所に対し省エネルギーに関する助言・指導等の経験を有する者
 - カ 事業所においてエネルギー管理・二酸化炭素排出削減等の業務の経験を有する者
 - キ その他、ア～カと同等の技術を有すると認められる者
- (4) 4(1)の現地訪問調査にあたっては、受注者が事業者との訪問日程の調整等を行うものとする。調整にあたっては、事業者の負担が軽減されるように、十分な調整期間と選択肢をもって事業者に日程案を示すこと。
- (5) 4(1)の現地訪問調査を行った場合は、受注者がその都度速やかにその内容を報告書にまとめて発注者に提出し、確認を受けること。また、4(1)ウの優良事例の選定のための現地訪問調査については、県が設定した評価基準に照らした評価結果を、上記報告書に併せて発注者に提出し、確認を受けること。
- (6) 4(1)において現地訪問調査とあるものについては、新型コロナウイルス感染症感染の拡大防止のため現地への訪問が難しい場合は、事業者の了解の上 ZOOM ミーティング等による WEB 会議機能により調査を代替できるものとする。この場合において、WEB 会議システムの準備や設定、事業者との連絡・調整等の業務は、受注者が行うものとする。
- (7) 受注者は、その他事業の進捗に関しても随時報告を行うこと。また、点検表の回収・集計・分析結果については、事業者へのフィードバック案作成前に中間報告を行い、県の確認を受けること。県から修正または追加分析等の指示があった場合は、これに従うこと。
- (8) 以下のスケジュールを想定し、進捗管理すること。

<主なスケジュール(予定)>

6月	点検表の修正及び作成マニュアルの作成
6～7月	点検表の配布
8月	点検表の提出期限
9～10月	事業所への調査
11月	優良事例の選定
12月	中間報告
2～3月	CO ₂ 削減分析カルテ及び事例集の作成
- (9) 本業務の実施に当たっては、次に掲げるもの及び計画制度及び取引制度において本県が公開している要領、要綱やガイドラインを理解した上で業務にあたること。
 - ア 埼玉県地球温暖化対策推進条例(平成21年3月31日条例第9号)

イ 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 19 号）

ウ 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針

エ 東京都との連携協定

<計画制度に係る要領等の公開ページ>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaikeikakusyo.html>

<取引制度に係る要綱等の公開ページ>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/kenshoyoshiki.html>

<CO₂削減対策見える化支援の公開ページ>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/mieruka-shien/top.html>

(10) 平成 24～令和 3 年度に提出された地球温暖化対策計画書・実施状況報告書（エクセル形式）、平成 29～令和元年度に発注者が行った事業所調査の結果（電子・紙媒体）、平成 30 年度調査及び令和元年度調査により提出された報告書を貸与する。なお、貸与した資料については、以下のとおり扱うものとする。

ア 受注者は、資料等の一覧表を作成しなければならない。

イ 受注者は、資料等の複製、提供、業務作業場所以外への持ち出し、送信その他個人情報を含めて適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けたときは、この限りではない。

ウ 受注者は、資料等、作業中のデータ及び発注者に帰属した成果物を、発注者の承諾を得ずに、発注者の指示する目的以外に使用及び第三者への提供をしてはならない。

エ 受注者は、発注者の承諾を得ずに、資料等、作業中のデータ及び発注者に帰属した成果物を作業場所から持ち出してはならない。

オ 受注者は、資料等及び作業中のデータをその貸与目的を達したとき又は契約終了時に返却、廃棄又は消去しなければならない。複製物及び貸与された資料をもとに変更したものも同様とする。

カ 受注者は、資料等を発注者の承認を得て破壊した場合、確実に破壊した旨の証明を書面で発注者に提出しなければならない。

キ 受注者は、資料等及び作業中のデータの保護・管理に必要な手続きを作成し、資料等を閲覧できる者や方法の制限等を行わなければならない。

ク 受注者は、提供された資料等の内容については、公知の事実となるまで契約終了後も他言してはならない。

(11) 本事業にかかる経費は、調査報告の作成、発送経費を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

(12) 県は本業務の報告書にかかる情報を原則として公開する。ただし、県に不利益が発生するおそれがある情報などに関しては、公開内容について協議に応じる。

(13) その他本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者が協議の上決定する。